

「監査ガイドライン」について（全体構成）

- ・ 本ガイドラインは、本協会が自主規制機能の一つとして実施している監査の具体的内容を取りまとめたもの（Ⅰ～Ⅳの4部構成）
- ・ 法令改正等に対応するため定期的に見直しを行い、改訂版を本協会のホームページに公表

Ⅰ 基本事項

1. 使命及び目的	本協会の監査は、貸金業務の適正な運営と資金需要者の信頼を確保すること等を使命及び目的として実施する ※監督当局の検査・監督と併せ、いわゆる「車の両輪」として機能
2. 監査の種類	(1) 一般監査・・・①書類監査（書面により報告を求めて行う） ②実地監査（協会の営業所等に訪問して行う） (2) 特別監査・・・①フォローアップ監査（監査指摘事項の改善状況を検証） ②機動的監査（監督当局等の要請に基づく）
3. 基本原則	(1) 協会の自主性尊重の原則 (2) 補強性の原則 (3) 効率的・効果的な監査の実施
4. 監査員の心得	(1) 目的の認識 (2) 信用・品位の保持と守秘義務 (3) 公正な判断 (4) 現物監査における留意事項 (5) 自己研鑽
5. 監査関連情報の管理	本協会の情報取扱規程及び個人情報取扱規程等に基づき、監査関連情報を適切かつ厳格に管理する
6. 監督当局等との連携	(1) 監督当局との連携 (2) その他の機関との連携（消費者センター・警察等） (3) 自主規制各部門との連携

Ⅱ 実施の続き

1. 監査計画の策定等	(1) 監査計画の策定及び協会員への通知 ※監査計画において、その年度の監査の重点事項を定める (2) 協会員に対する指摘事例等の周知徹底 (3) 監査員の研修等	
2. 書類監査		3. 実地監査

Ⅲ 書類監査報告書等 (実施及び改善ツール)

- A. 書類監査報告書
- B. 法令等資料集

Ⅳ 実地監査マニュアル (実地監査の手引書)

- A. 事業概要
- B. 検証基準
- C. 評価調書
- 別冊チェックリスト（主な着眼点）